

古文書解読にチャレンジ！ その8 解答

【筆耕】（くずし字の書きおこし）

① 壬申租税上納割賦帳 武蔵国入間郡大岱村

③

一 反別 三反三畝三步 林税

此貢金 七錢貳厘八毛 反金貳錢貳厘也

内金 三錢六厘四毛 一倍去未増

一 反別 六反廿九步 芝税

此貢金 拾錢九厘八毛 反金壹錢八厘余

内金 五錢四厘九毛 一倍去未増

合金 八拾円貳拾四錢八厘六毛

*右者壬申租税書面之通此条総

百姓立会、無甲乙割賦致決等

来ル五月限急度上納可致者也

明治五年壬申十月 入間県庁印

右村 戸長

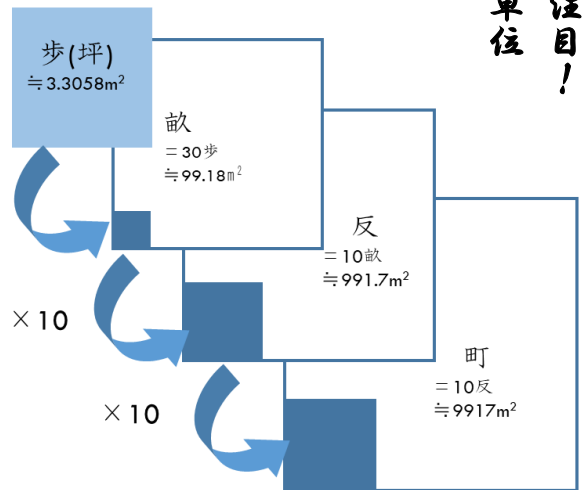
副戸長

総百姓

【現代語訳】*印以下3文のみ

右の壬申年租税については書面の通り、この件について総百姓で立会い、甲乙無く割賦を決定し、来年五月までに必ず上納いたします。

ここに注目！
面積の単位



金額



今回の文書の前年（明治四年）に新貨である円が定められ、当時の一両を一円とする決定がなされました。現在も一円未満は計算用の単位としてのみ使用されています。

ほんの一部ですが、くずし字の読み方のヒントをご紹介します。興味がおありの方は『東村山市史研究』二十五〜二十八号掲載の「史料紹介」にも文書資料を紹介しておりますのでご覧ください。